

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

徳島厚生年金 事案709

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月20日から4年3月1日まで
② 平成4年4月10日から7年2月1日まで

私は、申立期間①においてA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた。同社に勤務していた当時、仕事中に負傷したとき、近くの病院で治療を受け、翌日、健康保険被保険者証を病院に持参すると労災保険で対応すると言われたことも記憶している。

また、申立期間②については、B事業所に平成4年4月10日に入社し、退社する平成9年までの期間において、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成7年2月1日となっている。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA事業所C支店に係る雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人が、申立期間①において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は既に解散しており、当時の賃金台帳等は保管されておらず、申立人の同事業所における勤務形態、給与からの厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料は得られない。

また、A事業所C支店に係るオンライン記録において、申立期間①に係る健康保険番号198番（平成3年5月1日資格取得）から健康保険番号240番（平成4年3月1日資格取得）までの同僚43人のうち、同事業所において、1年以上の厚生年金保険の被保険者記録が確認でき連絡先が判明した26人、及び申立期間における元経理担当者等5人の計31人に対してアンケート等により照会した結果、10人から回答を得られたところ、

申立期間当時の総務事務担当者は、「申立事業所では、従業員について、採用後一定期間経過後に、健康保険や厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、前述の担当者を含む複数の同僚が、「パートやアルバイト職員については、社会保険に加入させていなかった。」と供述していることから判断すると、申立事業所では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、オンライン記録によると、健康保険番号1番（平成3年2月1日資格取得）から健康保険番号244番（平成4年4月1日資格取得）までの記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

さらに、D市区町村への照会結果によれば、申立人は、申立期間①を含む昭和57年10月1日から平成7年2月2日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人のB事業所に係る雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人が、申立期間②において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、オンライン記録において、申立期間②直後の平成7年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、前述のとおり、昭和57年10月1日から申立期間②の終期に当たる平成7年2月2日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる上、E金融機関から提出された申立人に係る「平成6年分 給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除額を検証したところ、当該控除額は雇用保険料の本人負担額に相当していることが確認でき、申立人の給与から事業主により申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人同様、B事業所において、平成7年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚30人のうち、連絡先が確認できた23人に対してアンケート等により照会した結果、10人から回答を得られたところ、5人の同僚は、「平成7年1月31日以前については、健康保険及び厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している上、当該同僚のうち一人は、申立期間②当時の給与明細書を複数所持しており、同明細書によれば、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

- 3 このほか、申立人の給与から各事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年9月まで

私は、申立期間当時、A事業所（現在は、B事業所）にC業務員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の業務内容等に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所には、A事業所当時の人事記録等の関連資料は保管されておらず、申立人の申立事業所における勤務形態、給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる資料は得られない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及びその前後の期間に被保険者記録が確認でき、連絡可能な同僚15人に手紙等で照会した結果、8人から回答が得られたが、申立期間において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述等も得られない。

また、i) 申立人が記憶する同僚3人のうち二人は、申立事業所に10年を超えて勤務していたと供述しているが、前述の被保険者原票において、当該同僚の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間は1年に満たない期間であることが確認できるとともに、残りの一人については、被保険者原票において、氏名等が確認できないこと、ii) 申立期間の直前まで申立事業所において勤務したと供述し、被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「入社当初から約10か月間において、

厚生年金保険に加入させてもらえなかったが、私の妻が長男を出産するに当たり健康保険被保険者証が必要になり、会社に頼んで加入させてもらった。」と供述している上、当該同僚が記憶する同僚7人のうち3人について、被保険者原票において氏名等が確認できないことなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、全ての従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険番号22番（昭和44年9月1日資格取得）から健康保険番号29番（昭和47年5月1日資格取得）までの被保険者資格取得者の中に、申立人の氏名は確認できず、欠番も無い。

加えて、A事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から4年9月まで

私は、A事業所（開所当時は、B事業所）に開所時よりC業務員として勤務していた。平成2年8月から3年5月までの期間について事情により給与額が3万円減額されたが、同年6月からは減額前の給与額に戻った。申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と違っているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間に係る源泉徴収票、給与支給明細書等の関連資料を所持しておらず、申立期間当時の事業主は、「A事業所は平成5年10月に廃業しており、人事記録及び社会保険関係等の関連資料は保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立人が、申立事業所に係るオンライン記録において確認できる標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立事業所に係るオンライン記録において標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年5月まで

私は、中学校から「社会保険を完備している。」との紹介で、昭和42年の中学校卒業と同時にA事業所に就職した。

約1年間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所原簿及びオンライン記録において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和55年9月1日であることが確認できる上、申立期間当時、申立事業所の事業主を含む役員3人は、国民年金に加入していることが確認できるなど、申立事業所が、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していた事情は見当たらない。

また、申立事業所は、「当社は、昭和55年9月に厚生年金保険の適用事業所に該当してから、社員の給与から保険料控除を行っており、申立期間当時は保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立期間当時の同僚は、「会社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでは、国民年金に加入していた。適用事業所に該当してからは、給与から厚生年金保険料を控除された。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は昭和55年9月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同日で申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。